

ガス灯契約約款

令和5年4月1日実施

本 庄 ガ ス 株 式 会 社

目次

| | |
|----------------|---|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. この選択約款の変更 | 1 |
| 3. 用語の定義 | 1 |
| 4. 適用条件 | 2 |
| 5. 契約の締結 | 2 |
| 6. ガスメーターの不設置 | 3 |
| 7. 使用量の算定 | 3 |
| 8. 料金 | 3 |
| 9. 単位料金の調整 | 4 |
| 10. 名義の変更 | 5 |
| 11. 契約の変更または解約 | 5 |
| 12. その他 | 5 |
| 付則 | 7 |
| 別表 | 8 |

1. 目的

このガス灯契約約款（以下「この選択約款」といいます。）は、ガス灯の普及を通じ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス灯契約約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更には異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ガス灯」とは、光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力（キロワット）に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除し、小数点第4位以下を切捨てたものをいいます。
- (3) 「契約1日あたり使用時間」とは契約期間における各月の1日あたりの平均使用時間といたします。この場合、その計算の結果、少数点第2位以下を切り捨てます。
- (4) 「契約月別使用量」とは契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいい、ガ

ス灯の定格入力（キロワット）に3.6を乗じたのち標準熱量（メガジュール）で除した値に、契約1日あたり使用時間および各月の月間日数を乗じて求めた値といたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

(5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。

(6) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

ガス灯を設置する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、ガス灯1基を1需要場所として、供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

ただし、柵・塀等により物理的に区切られた敷地または区域内に複数のガス灯が設置されている場合は、当該敷地または区域を1需要場所として需給契約を締結していただくことがあります。

(2) お客さまは新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度および使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

①契約容量

②契約1日あたり使用時間

③契約月別使用量

④契約年間使用量

(3) 契約期間は、原則として3月の当社があらかじめ定めた日の翌日から、翌年3月の当社があらかじめ定めた日までの1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。また、この選択約款に基づく契約を前項によらない特定の日から開始する場合、最初の契約期間は、契約を開始した特定の日から、次に到来する3月の当社があらかじめ定めた日までと

し、以降は前項にならって1年間の契約として延長するものとします。

(4) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該契約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. ガスメーターの不設置

当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

7. 使用量の算定

(1) 当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものと見なします。

- ①新たにガスの使用を開始した日
- ②当社があらかじめ定めた日
- ③需給契約を解約した日
- ④一般ガス小売供給約款35に定めるガスの供給を停止した日
- ⑤一般ガス小売供給約款36に定めるガスの供給を再開した日

8. 料金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

(3) 料金は、一般ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス小売供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(4) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(5) 延滞利息は、次の算式により算定した金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものとし、消費税等相当額の算定方法は、一般ガス小売供給約款の規定に従うものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
× 0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

(6) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(7) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は別表の料金表にもとづく1か月あたりの基本料金全額と算定いたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2. の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1. (2) のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.075×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.075×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

38,910円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1. (2) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五

入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

=トン当たりLNG平均価格×0.9771

+トン当たりLPG平均価格×0.0474

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)、もしくは2(3)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社および当社(導管部門)に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

12. その他

(1) 本支管を延長する工事を伴う場合には、一般ガス小売供給約款別表第2の当社

(導管部門) 負担額は次により算定いたします。

当社負担額＝契約容量×一般ガス小売供給約款に定めるガスメーターの能力1立方メートル毎時当たりの当社(導管部門)負担額

(2) 道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管から分岐してガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。

(3) その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和5年4月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和5年3月31日以前から継続して供給し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前のガス灯契約約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に契約月別使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算

定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 適用する料金表 (ガス灯約款)

料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

| | |
|--------|---------|
| 一か月につき | 825.00円 |
|--------|---------|

(2) 基準単位料金

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 69.39円 |
|------------|--------|

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。